

公立学校実習助手(臨時)及び寄宿舍指導員(臨時)募集要項

宮城県教育委員会

公立学校臨時的任用教育職員（以下「臨時的教員」という）のうち、実習助手（臨時）及び寄宿舍指導員（臨時）について、以下のとおり希望者の申込みを受け付けます。なお、申込みはあくまで希望者の登録で、任用を保証するものではありません。

1 募集する臨時的教員

臨時的任用職員(常勤)

任用種別	任用の事由等
産休等臨時任用	職員の産前産後休暇及び育児休業による任用
期限付臨時任用	おおむね1年間の欠員や長期研修又は病気休暇、休職等の事由による任用

2 募集する職種

職種	職務内容	勤務先	
実習助手（臨時）	理科	実験又は実習について、 教諭の職務を助ける	県立の高等学校 及び特別支援学校
	工業		
	農業		
	看護		
	水産		
その他※			
寄宿舍指導員（臨時）	寄宿舍における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する	寄宿舍を設置している 県立の高等学校 及び特別支援学校	

※その他としては、福祉の他、情報の実習に詳しい方を想定しています。

3 応募資格（次の各号のすべてに該当する者）

- (1) 高等学校卒業以上（見込を含む）の学歴を有する者
- (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- (3) 心身共に健康で、職務に専念し、勤務に耐え得る者
- (4) 有していることが望ましい知識及び技術

職種	有していることが望ましい知識及び技術等
実習助手（臨時）	各職種の職務遂行に必要な基礎的な知識と技術
寄宿舍指導員（臨時）	障害のある児童生徒の指導及び介護に関する基礎的な知識と技術

4 応募方法

応募方法	手 続 き
電子申請	Web ページ上から電子申請することで講師登録が完了します。 なお、登録内容の変更はできませんので、変更がある場合は再度申請願います。

5 給与その他の勤務条件

宮城県教育委員会が別に定める任用等に関する要綱・取扱要領等によります。

※勤務条件等については教職員課ホームページに掲載しています。

6 登録及び任用

- (1) 応募書類提出者については、資格条件等を審査した上で志願者名簿に登録します。
- (2) 任用にあたっては、各学校の必要に応じて、当該学校長から直接本人あてに連絡があったのち、面接等を行って決定します。
- (3) 履歴書等、面接時に持参する書類等については、該当学校長から連絡がありますので、その指示に従ってください。

7 その他

- (1) 登録を取り消したい場合には、下記担当へ連絡してください。
担当：宮城県教育庁教職員課県立学校人事班 022-211-3633
- (2) 年間を通じて随時登録を受け付けているが、通常は新年度当初に多数の任用が見込まれるため、令和7年1月10日(金)(諸事情で多少前後する場合も有り)までに登録済みの者について、年度末に登録者名簿を作成し、高等学校及び特別支援学校に配布します。
- (3) 登録して新年度当初に任用がなかった者で、年度途中での任用を希望する者は4月初旬に再度登録してください。